

令和6年度版

熊谷市不妊治療費助成事業の御案内



熊谷市では、不妊治療（特定不妊治療・男性不妊治療）を受けた夫婦に、助成の対象となる治療の費用に対し、1年度当たり10万円を限度に通算5年度助成します。

★「**熊谷市不妊治療費助成事業助成金支給申請書**」に下記書類を添えて提出してください。

郵送による申請は受け付けておりません。

- ①「戸籍全部事項証明（戸籍謄本）」（婚姻の有無が確認できるもの）
- ②申請者の「住民票の写し」又はそのコピー（本籍、筆頭者及び続柄が記載されたもので、発行から3か月以内に限る。）。ただし熊谷市の住民票に記載されている方は省略することができます。
- ③申請者の婚姻日（※1）以後の住所が確認できる書類（婚姻日（※1）に他市に住民登録がある場合に該当）。ただし婚姻日（※1）以後引き続き熊谷市の住民票に記載されている場合は省略することができます。（例）「戸籍の附票の写し」
- ※1 申請者が婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあっては、当該事情に至った日
- ④不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書
- ⑤治療費の領収書（原本）
※領収書は原本提出が必須になりますので紛失した場合は、医療機関で再発行もしくは支払証明書を発行してもらってください。
- ⑥健康保険証のコピー
- ⑦熊谷市不妊治療費（特定・男性）助成事業助成金交付請求書
- ⑧振込先口座番号の分かるもの
- ⑨その他市長が必要と認める書類

☆追加で必要な書類（該当するかたのみ）

(1)事実婚の夫婦のうち住民登録上で同一世帯でない場合

事実婚関係に関する届出書

(2)都道府県等の助成金の支給決定を受けている場合

都道府県等が発行した不妊治療費助成金の支給決定通知書のコピー

(3)高額療養費や付加給付金が支給されている場合

医療保険各法の規定に基づく給付金額等を証明する書類

※ 朱肉を使用する印鑑をご持参ください。

※※コピーで可能な書類があります。また、前回申請時に提出している書類は、提出を省略できるものもありますのでお問い合わせください。

※「熊谷市不妊治療費助成事業」は熊谷市独自の事業です。

【お問い合わせ先】 熊谷市 市民部 健康づくり課 ☎ 048-528-0601

（熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階） 【申請窓口は4ページ参照】

1 助成対象者

次の全ての要件に該当する方が対象です。

- (1) 夫婦の双方又は一方が申請日において熊谷市の住民票に記載されていること。
 - (2) 夫及び妻が医療保険各法における被保険者、組合員若しくは加入者又はこれらの者に係る被扶養者であること。
 - (3) 本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
 - (4) 特定不妊治療以外の治療法では妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断されていること。
 - (5) 助成を受けようとする治療（期間）について、他の自治体が実施する不妊治療費助成事業による助成金を受けていないこと。
- ※事実婚の方も対象になります。

2 対象治療

夫婦間における特定不妊治療及び男性不妊治療で、下表の治療区分の欄に掲げるものを対象とします。

（卵胞の未発育、排卵終了、採卵準備中の体調不良等により卵子採取前に中止したもの）

- ・ 特定不妊治療 体外受精治療及び顕微授精治療
- ・ 男性不妊治療 特定不妊治療を行うために必要とされる、精巣内精子生検採取法又は精巣上体内精子吸引採取法等、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術

別表 治療区分

治 療 区 分		
特 定 不 妊 治 療	A	新鮮胚移植を実施
	B	凍結胚移植を実施
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施
	D	体調不良等により移植の目途が立たず治療終了
	E	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精等の異常授精等により中止
	F	採卵したが卵が得られないため又は状態のよい卵が得られないため中止
男 性 不 妊 治 療		

備考 Bは、採卵・受精後、1～3周期程度の間隔を空けて母体の状態を整えてから胚移植を行うという当初からの治療方針に基づく治療を行った場合をいう。

《特定不妊治療における1回の助成対象範囲》

ホルモン注射等採卵に向けた準備から受精及び胚移植を経て妊娠の確認までの治療（治療途中で中断した場合を含む。）の費用です。ただし、凍結胚の移植については、凍結胚の融解から、胚移植を経て妊娠の確認までの治療とします。

次に掲げる治療法は助成の対象となりません。

- (1) 先進医療（例、タイムラプス・IMSI 等）
- (2) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療
- (3) 代理母（夫の精子を妻以外の女性の子宮に医学的方法により注入し、妊娠・出産してもらい、依頼者夫婦の子とする。）
- (4) 借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の女性の子宮に入れて妊娠・出産してもらい、依頼者夫婦の子とする。）
- (5) 入院費、食事代、文書料、精子・卵子・受精胚の管理料（保存料）は助成の対象とはなりません。

3 助成内容

助成の対象となる治療に要した費用のうち自己負担額とし、1年度当たり10万円を限度に通算5年度に限り助成する（他市町村で助成金の支給を受けている場合は助成通算年数に含めます。）。

ただし、男性不妊治療にあっては、その妻に係る特定不妊治療に対する助成が通算5年度に達した場合終了します。

（注）健康保険からの高額療養費や付加給付金等がある場合は、自己負担額から差し引いた金額について助成します。高額療養費や付加給付金等が支給された後に申請してください。

◎限度額適用認定証について

限度額適用認定証を医療機関で提示すると窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。これから治療を開始する人は、限度額認定証の取得をおすすめします。

詳しくは加入している健康保険にお問い合わせください。

4 助成金の申請期限

治療が終了した日の翌日から2年以内とします。

5 助成金の支給

審査の結果、適正と認めるときは助成金支給決定通知書を通知し、指定された口座に助成金を振り込みます。振込口座は、申請される御夫婦いずれかのご名義口座としてください。（振込を希望する銀行口座の通帳のコピー添付）

なお、審査の結果、適正と認めないとときはその理由を付した助成金支給不承認通知書を通知します。

※治療が終了した日によって必要書類が異なりますので、申請前に再度御確認ください。

※「1年度当たり」の「年度」については、治療期間の年度ではなく申請書を提出した年度になります。

（例）治療期間 R5.5.10～R5.10.25（令和5年度）
提出日 R6.6.15（令和6年度）

上記の場合、治療は令和5年度に行っているが、窓口に提出した日が令和6年度になるため助成金の申請（支給）年度は令和6年度になる。

☆【1年度】4月1日から翌年3月31日まで

その他の助成事業

① 熊谷市早期不妊検査費等助成事業

夫婦で受けた不妊検査及び不育症検査の費用の一部を助成します。

対象検査：夫婦が共に受けた不妊検査若しくは不育症検査又は妻のみが受けた不育症検査で、検査期間が1年以内であること

住所要件：夫婦の双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。

年齢要件：検査を開始する日における妻の年齢が43歳未満であること。

☆詳しくは「熊谷市早期不妊検査費等助成事業の御案内」をご覧ください。

② 熊谷市不育症治療費助成事業

不育症のために出産に結びつかない夫婦に対し不育症治療費用の一部を助成します。

対象治療：保険給付又は短期給付の対象とならない不育症治療

助成金の上限：1年度当たり30万円を限度に通算5年度助成します。

☆詳しくは「熊谷市不育症治療費助成事業の御案内」をご覧ください。

お問い合わせ：健康づくり課 ☎048-528-0601

不妊・不育症相談窓口

◎埼玉県不妊専門相談センター（専門医による面接相談）

不妊や不育症に関する検査や治療などの医学的な相談に専門医が面接でお答えします。

申込フォームに入力して予約 <https://forms.gle/iG4DHd9qsGMi4BVF9>

場所：川越市鴨田 1981 埼玉医科大学総合医療センター内

【オンライン相談も可能・予約制で料金は無料】

お問合せ先 ☎049-228-3732（月～金曜日 15時～16時〔祝・休日、年末年始を除く〕）

◎不妊・不育症・妊娠サポートダイヤル

「プレコンセプションケア相談センター埼玉 ふれたま」 電話 ☎048-799-3613

埼玉県助産師会に所属する助産師が、不妊・不育症・妊娠等に関する電話相談を行っています。

相談日時

月・金曜日 10時～15時、第1・第4土曜日 11時～15時、16時～19時

（祝・休日、年末年始を除く）

	<p>【申請窓口】 受付時間 平日 8:30～17:15 健康づくり課 ☎048-528-0601 (熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階) 母子健康センター ☎048-525-2722 (熊谷市大原1-5-36)</p>	
--	---	--